

社会福祉法人信愛会しんあい保育園保護者会会則

第1章総則

第1条 名称は社会福祉法人信愛会しんあい保育園保護者会といい、事務局をしんあい保育園に置く。

第2条 目的

この会は、乳幼児の父母であることの自覚にたつて父母と職員が緊密に連絡、協力して、保育園と家庭と社会が一体となり、児童の育成と福祉の発展を充実させ、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

方針

- 1) 乳幼児福祉思想の啓発普及
- 2) 乳幼児保育指導の推進協力
- 3) 地域の乳幼児の福祉、又は文化向上に関する事
- 4) 会員相互の親睦をはかる
- 5) その他目的達成に必要な事

第2章構成

第3条 この会の会員は、社会福祉法人信愛会しんあい保育園入園児の保護者と、必要によりこの会の趣旨に賛同する者とし、文化・学習部、交通安全父母の会を設置し、全員が各部に参加するものとする。

二部会の目的は次のとおりとする。

文化・学習部

- 1) 乳幼児の健全なる心身の育成に関する事
- 2) 乳幼児の楽しい集団生活に関する事
- 3) 乳幼児文化並びに地域社会の文化向上に関する事
- 4) 保育方針と園の行事への協力に関する事
- 5) 親、子供、職員の親睦に関する事
- 6) 地域の子供の豊かな人間性の育成に関する事
- 7) 地域住民の乳幼児への関心と理解に関する事
- 8) 乳幼児保育の調査、研究、観察に関する事
- 9) 乳幼児の発達の正しい理解に関する事
- 10) 家庭の役割と家庭教育に関する事
- 11) 地域の子供の福祉向上に関する事
- 12) 住みよい社会に関する事（公害から汚染問題）

交通安全父母の会

交通道徳の高揚をはかるとともに、交通安全思想を乳幼児及び保護者に広く徹底させ、交通事故を未然に防止すること。

第4条 この会に次の役員を置き、次の任務を行う。

- 1) 会長 1名
この会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長 1名
会長を補佐し、事務局の業務を統括し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- 3) 書記 1名
会の記録を行う。
- 4) 会計 1または2名
会計事務を行う。
- 5) 役員 若干名
各部会は、それぞれの会の計画、立案を分掌し、その執行にあたる。

第5条 1) 役員は会員の互選により、会長、副会長、書記及び会計は役員会において選出し、総会の承認を得るものとする。
2) 会計監査を1名置き、会計事務を監査する。会計監査は原則として前年度会計より選出し、総会の承認を得るものとする。

第6条 役員の任期は4月1日より翌年3月31日までとする。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 役員会は定例会を必要に応じて開くこととする。

第3章総会

第8条 総会はこの会の決議機関で、年1回とし、会長が招集する。ただし、必要と認められた時は、臨時に召集することができる。

第9条 総会は次の事項を決定する。

- 1) 会則の変更に関する事
- 2) 事業計画に関する事
- 3) 予算及び決算に関する事
- 4) その他の重要な事項に関する事

第10条 総会は会員の半数以上の出席を持って成立し、出席者の過半数の賛成を得て議決する。

第4章

第11条 この会の経費は、会費及びその他の収入で賄う。会費は乳幼児1名につき月額250円とする。

第12条 会計年度は4月1日より3月31日までとする。

第13条 慶弔は次のとおりとする。

- 1) 職員・代替職員の退職、異動の場合は記念品とする。
- 2) 職員・代替職員及び園児、保護者の香典は5,000円とする。
- 3) その他必要に応じて見舞金を出すことができる。

※子供の場合一週間以上の入院の場合3,000円

付記平成23年4月新設

付則

平成24年3月31日改正 第13条 1)は削除する。

平成27年4月4日改正 第1条 (誤字の削除)及び第3条(名称の変更)

令和3年4月14日改正 第4条 会計人数の変更